

地域のためのPPAモデル契約

RESuLT 再エネ応援弁護団 弁護士 益田響

1

【目次】

2

- 1 PPA契約とは
- 2 PPA契約の類型と契約書条項案
 - (1) オンサイトPPAの特徴、リスク、条項案
 - (2) オフサイトPPAの特徴、条項案
- 3 アンケート結果
- 4 終わりに
- 5 モデル契約書ダウンロード

1 PPA契約とは

(1) 概要

- Power Purchase Agreementの略(電力販売契約のこと)
- 事業者や個人が再生可能エネルギーを使いやすくするための方法
(個人や一社で太陽光発電設備を設置することは困難であるため、考え出された手法)
- 発電事業者(≒売主)から一定期間・定額で電力を購入する。
(契約期間は10年から20年などの長期契約が一般的)

1(2) 通常の電力契約との違い

① 需要家(≒購入者)が屋根や敷地を提供(オンサイト)

② 発電事業者の費用でソーラーパネル設置・管理(初期費用なし)

③ 発電設備を譲り受ける(オンサイト)

土地・屋根を貸す→発電設備を設置してもらう→
発電電力を消費→料金支払→発電設備譲受

1 (3) PPA契約のメリット

5

- ①設置や管理の費用がかからない
(電気料金に含まれている)
- ②電気代の節約につながる
(発電コストや再エネ賦課金が課されない(オンサイト))
- ③CO₂削減に貢献・SDGsを推進できる
- ④契約期間満了後に設備を譲り受けられる(オンサイト)
- ⑤非常用電源になる(オンサイト)

2 モデル契約書の類型と条項案

6

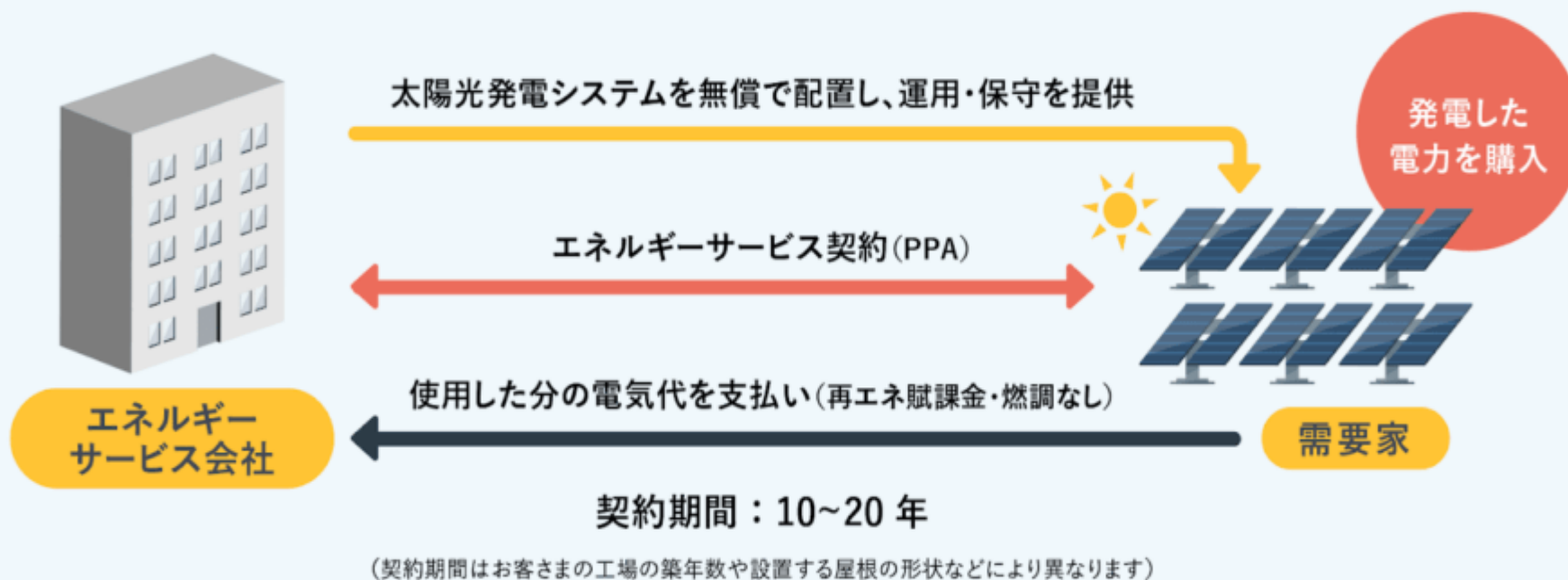
(1) 民間版

- ① オンサイトPPA
- ② オフサイトPPA(三者間契約)

(2) 自治体版

- ① オンサイトPPA
- ② オフサイトPPA(三者間契約)

2(1)①オンサイトPPAの概要



2(1)②オンサイトPPAの特徴

- 2社間契約(発電事業者と需要家)
- 需要家の敷地や建物の屋根に太陽光発電設備を設置し、同じ場所(オンサイト)に供給・消費する
(例:ショッピングセンターや工場・倉庫の屋根)
- 設置や管理は発電事業者が行う(初期費用は基本的になし)
- 契約期間満了に設備を譲り受ける

2(1)③オンサイトPPAのリスク

9

- ①想定よりも発電できない可能性
- ②需要家の消費量が想定を下回る可能性
- ③設備設置場所の使用権原に対する影響(敷地の売却等)
- ④相手方の信用低下
- ⑤社会変動(電力料金が割高になる等)

リスク②想定よりも消費量が少ない場合

- ・需要家に違約金を課す、需要場所の変更・追加を促す。

【条項の抜粋】

第9条(最低消費量の保証)

- 1 甲(需要家)は乙(事業者)に対し、本件施設における1年間の電力消費量(以下、「年間実消費量」という。)が本契約書頭書C欄2記載の電力量(以下、「最低消費量」という。)を下回らないことを保証する。
- 2 年間実消費量は以下の方法で算定する。
 - (1) 初年度 稼働開始日が属する月の翌月1日から1年間の本発電電力の量
 - (2) 翌年度以降 (1)の終期の翌日から1年間の本発電電力の量(その後の年度も同様とする)
- 3 甲は、操業停止その他の理由で年間実消費量が最低消費量を下回るおそれがある場合、乙に対しその旨を速やかに通知しなければならない。

リスク②想定よりも消費量が少ない場合

・ 違約金に関する規定

【条項の抜粋】

第17条(違約金)

1 甲が第9条第1項に違反した場合、甲は乙に対し、甲の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、以下の(1)に(2)を乗じた額の違約金を支払わなければならない。ただし、第19条の場合はこの限りではない。

(1) 最低消費量から年間実消費量を差し引いた電力量

(2) 本契約書頭書C欄1(1)記載の料金単価

2 …

3 前2項における違約金の支払いは、乙の甲に対する、違約金を上回る損害についての賠償の請求を妨げるものではない。

リスク③設備設置場所の使用権原に対する影響

12

- ・ 発電事業者が需要家の建物の屋根等を長期間使用できることが前提

【条項の抜粋】

第4条(本件屋根の使用貸借)

甲は、本契約書頭書B欄2記載の期間、乙が本事業のために本件屋根を無償にて使用することを認める。

第8条(電力の供給)

1 乙は、本発電電力の全量を甲に対し供給し、甲は本件施設で消費する電力としてその供給を受ける。

なお、甲は、乙による本発電電力の供給が本件施設の電力需要の一部をまかなうにとどまることを確認する。甲は、不足する電力を自らの責任で別途調達するものとする。

2 前項の電力供給の期間は、本契約書頭書B欄3記載のとおりとする。ただし、甲乙間の合意により、供給期間を延長することができる。

リスク③設備設置場所の使用権原に対する影響

13

・禁止事項の規定

【条項の抜粋】

第15条(禁止事項)

1 …

2 甲(需要家)は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に乙の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(1) 本件施設を撤去すること又は本件施設における事業を廃止すること。

(2) 本発電設備に影をもたらす障害物を設置するなど、本発電設備の発電に支障を来す行為を行うこと。

(3) 本件施設の所有権又は使用権を乙以外の第三者に譲渡すること。

(4) その他本事業に重大な支障を来すおそれがある行為を行うこと。

リスク③設備設置場所の使用権原に対する影響

14

・ 違約金の規定

発電停止期間における最低消費量分の電力料金に相当する違約金

【条項の抜粋】

第17条(違約金)

2 本契約書頭書B欄3記載の電力供給期間中に、甲の責めに帰すべき事由により本発電設備において発電を停止せざるを得なくなった場合、甲は乙に対し、以下の(1)に(2)を乗じた額の違約金を支払わなければならない。

(1) 最低消費量に本契約書頭書C欄1記載の料金単価を乗じ365で除した金額

(2) 本発電設備において発電を停止した日の翌日から本契約書頭書B欄3記載の電力供給期間の満了日までの日数。但し、同満了日までに本発電設備において発電を再開した場合は、本発電設備において発電を停止した日の翌日から発電を再開した日までの日数

リスク⑤社会変動（電力料金が割高になる等）

15

- 契約期間が長期間となるため、電力相場の変動によりPPA契約で定めた電力料金が割高or割安になる可能性

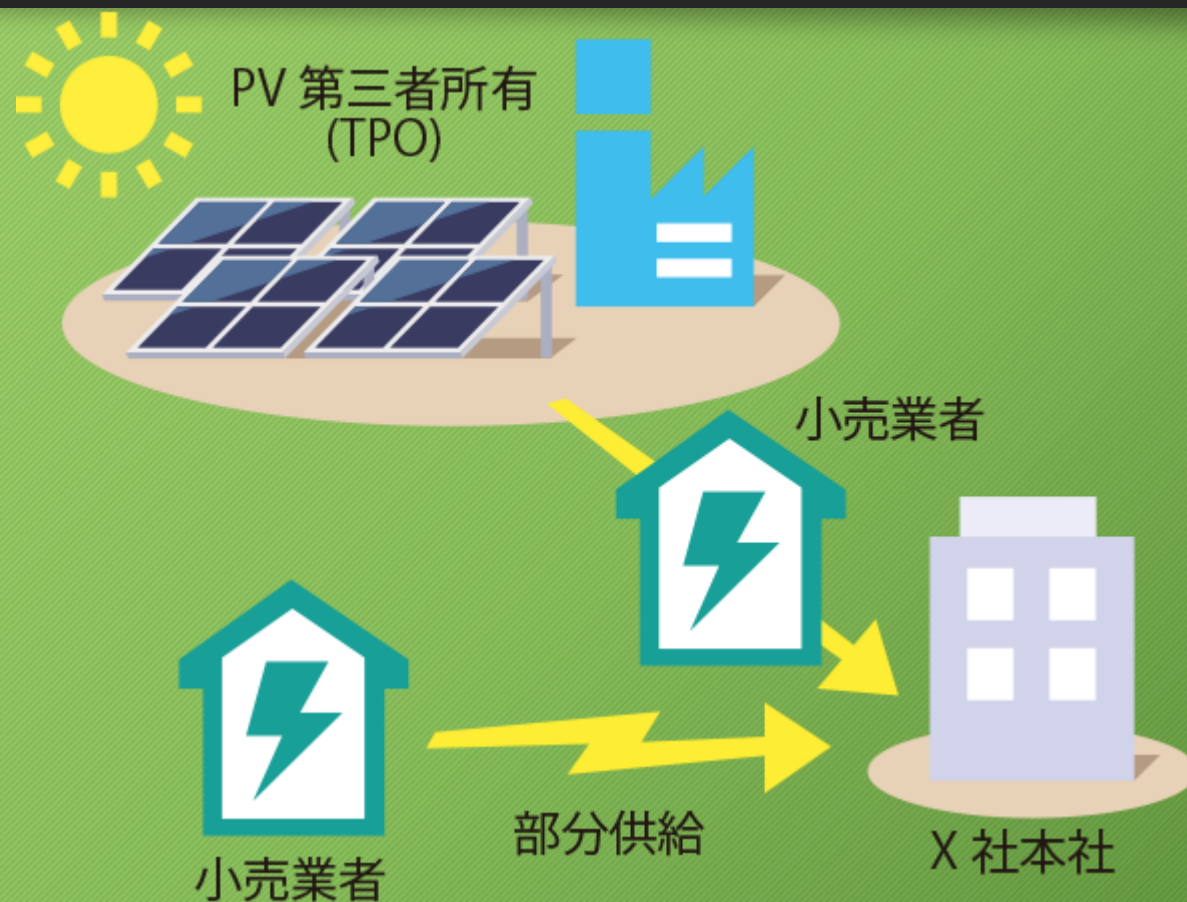
【条項の抜粋】

第24条（協議条項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、甲と乙は本契約の趣旨に従い、誠意をもって協議する。

2(2)①オフサイトPPAの概要

16



2(2)②オフサイトPPAの特徴

17

- 電力消費場所は別の場所(オフサイト)で発電
- 一般送配電ネットワークを経由する
- 3者間契約(小売電気事業者が間に入るため)
⇒3者に共通な事項(目的、期間、電力や環境価値の移転することなど)は3者間契約に規定し、
価格などの個別の事情は2者間契約に規定する。
- 需要家は優先的に発電事業者から供給を受ける

2(2)③オフサイトPPAの条項案

18

- ・モデル契約書は三者間契約書(全体的な方向性)、別途二者間契約(単価等)が必要
- ・発電事業者が発電し、小売事業者に供給。小売事業者が需要家に供給する。
- ・環境価値の帰属

【条項の抜粋】

第3条(本契約に基づく電力供給)

1 丙は、本契約及び乙丙間で別途締結する電力供給に関する約定に従い、本発電電力の全量を乙に供給し、乙はその供給を受ける。

2 乙は、本契約及び甲乙間で別途締結する電力供給に関する約定に従い、丙から供給を受けた本発電電力を甲に供給し、甲はその供給を受ける。本発電電力が本需要施設の電力需要と齟齬する場合、その過不足について以下のとおり対処する。

...

3 甲は、他の電力に優先して本発電電力の供給を受けなければならない。

3 モデル契約書公開後のアンケート結果

- ・ダウンロードした目的：
PPA案件で参照・使用するため、
自治体・地域新電力会社へ事例紹介として展開するため
- ・変更（加筆・削除など）した条項：
オンサイト・オフサイトの併用型に変更、
OCCTOへ計画提出する前提で修正
- ・契約締結交渉の際に議論になった条項：
発電インバランス負担、精算方法、
発電量が計画値より少ない場合の非化石証書補填方法

3 モデル契約書公開後のアンケート結果

- ・ 金融機関と特に議論になった条項、要望：担保権の設定について
- ・ 予定している事業概要：
オンサイトもオフサイトも想定している、オンサイト・オフサイトの併用型
- ・ 盛り込んだ方がいい条項、別タイプのモデル契約書：
バーチャルPPAのモデル契約書、
オフサイト契約における二者間契約、
不足部分の電力について分割供給を用いて供給する場合のモデル契約書

4 終わりに

21

- PPA契約書モデル案は、コメントや相談事例を踏まえアップデートしていきます。
- PPA契約締結をお考えの方はお気軽にご相談ください。
RESuLTのHPからもご相談いただけます。
<https://resultsaiene.org/contact/>

5 モデル契約書ダウンロード

- ・モデル契約書のダウンロードはこちらのURLよりお願いします。

<https://resultsaiene.org/ppa/>

- ・なるべくシンプルな条項案にしております。各事案に応じて適宜修正してご活用ください。

※モデル契約書の利用により生じた損害についてはRESuLTでは一切の責任を負えませんので、その点はご了承願います。